

国立大学法人群馬大学教員評価委員会規程

令和元. 8. 5 制定

改正 令和 2. 4. 1 令和 3. 4. 1

令和 3. 9. 1 令和 7. 4. 1

令和 8. 4. 1

(設 置)

第1条 国立大学法人群馬大学に、国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン（平成31年2月25日文部科学省策定）を受け、教員の意欲を向上させ多様で優秀な人材の確保につながる人事給与マネジメントを実践し、教育研究力の更なる伸長につなげることを目的とし、教員の教育研究等の活動に係る評価を実施するため、国立大学法人群馬大学教員評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、教員の教育研究等の活動に係る評価に関し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 評価の実施に関すること。
- (2) 評価の運用に関すること。
- (3) 評価結果の公表に関すること。
- (4) 異議申立てに関すること。
- (5) その他全学的な評価に関して必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（教育・評価担当）
- (2) 理事（研究・企画担当）
- (3) 共同教育学部、情報学研究科、医学系研究科、保健学研究科、理工学府、食健康科学研究科及び生体調節研究所から推薦のあった教員 各1人
- (4) その他学長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1号の委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会 議)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教員の教育研究等の活動に係る評価に関し、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。